

少年事件～審判手続とは～

令和5年6月2日（金）

神戸家庭裁判所

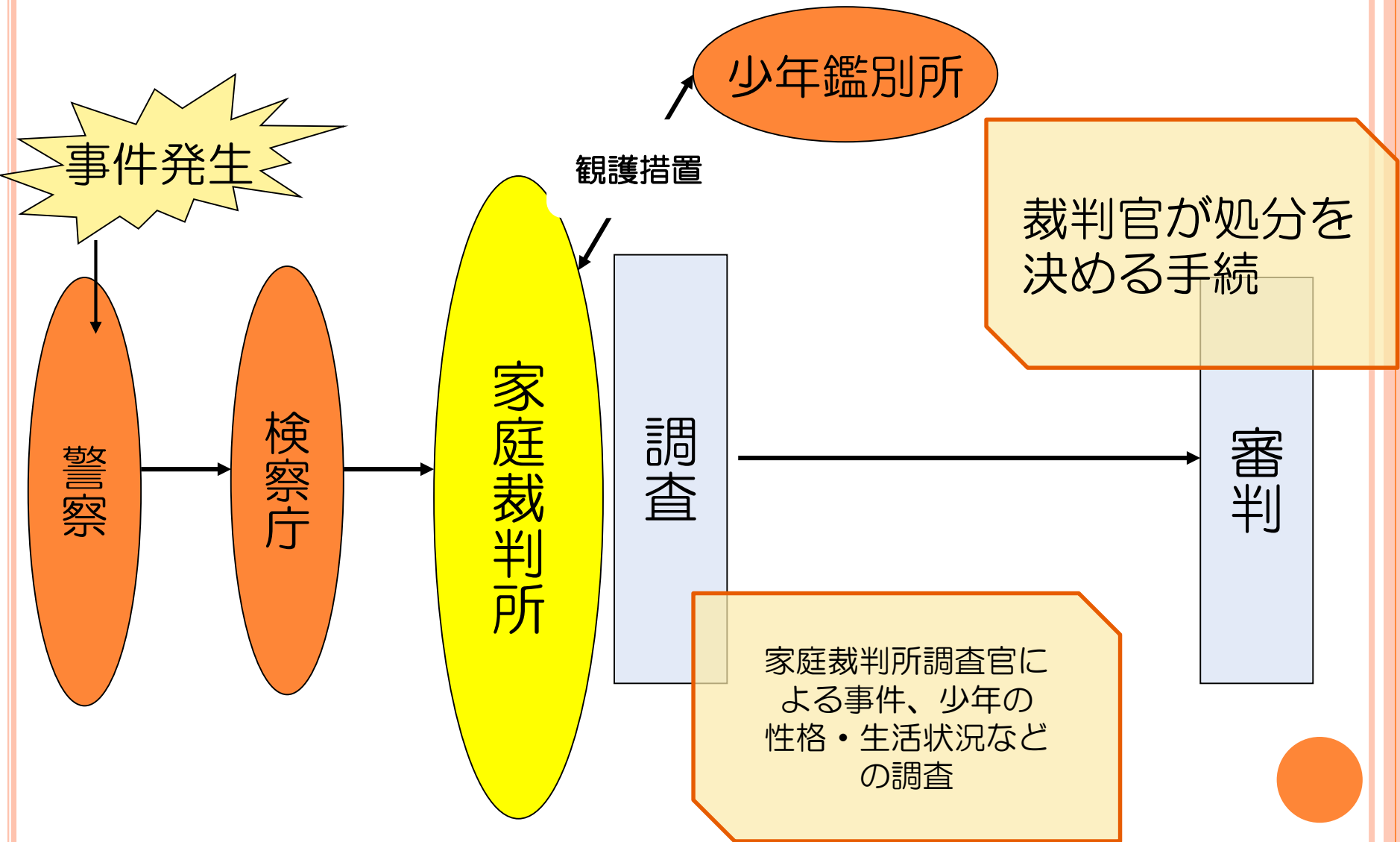
少年審判の対象となる少年

- 犯罪少年（20歳未満の少年）
罪を犯した少年
- 触法少年（14歳未満の少年）
14歳未満で法律に触れる行為をした少年
- ぐ犯少年（18歳未満の少年）
犯罪に結びつくような問題行動があって、
その性格又は環境に照らして、将来、罪を
犯すおそれのある少年

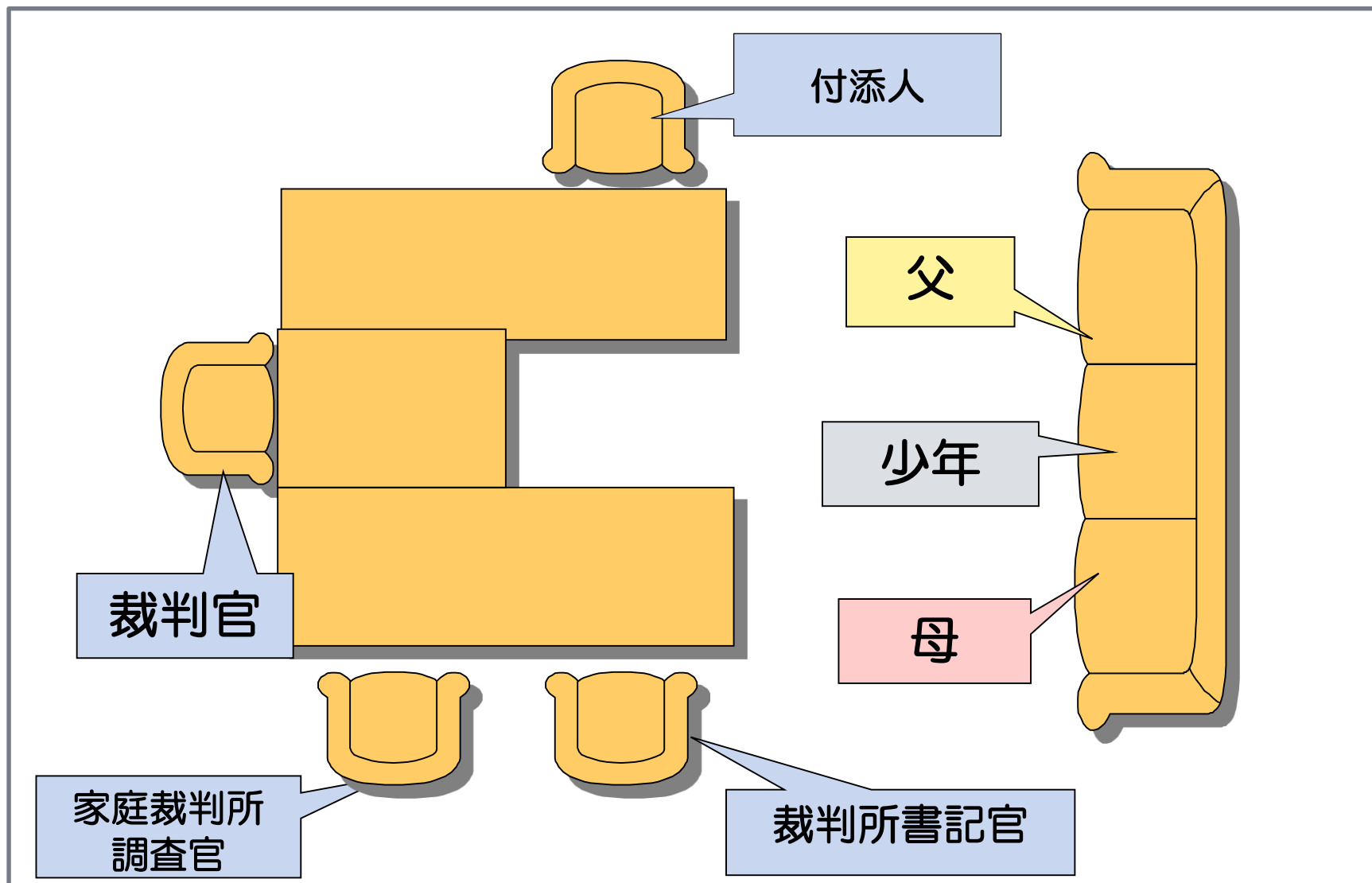
※ 特定少年（18歳及び19歳の少年）
令和4年4月1日からの新しい少年の考え方



少年審判手続の流れ



少年審判廷



少年審判の流れ

1 人定質問

生年月日や住所を尋ねて、本人に間違いないかどうかを確認します。

2 黙秘権の告知

「言いたくないことは無理に言わなくてよい」という権利を知らせます。

3 非行事実の確認

少年がしたとされている事件の内容が間違いないかどうかを確認します。



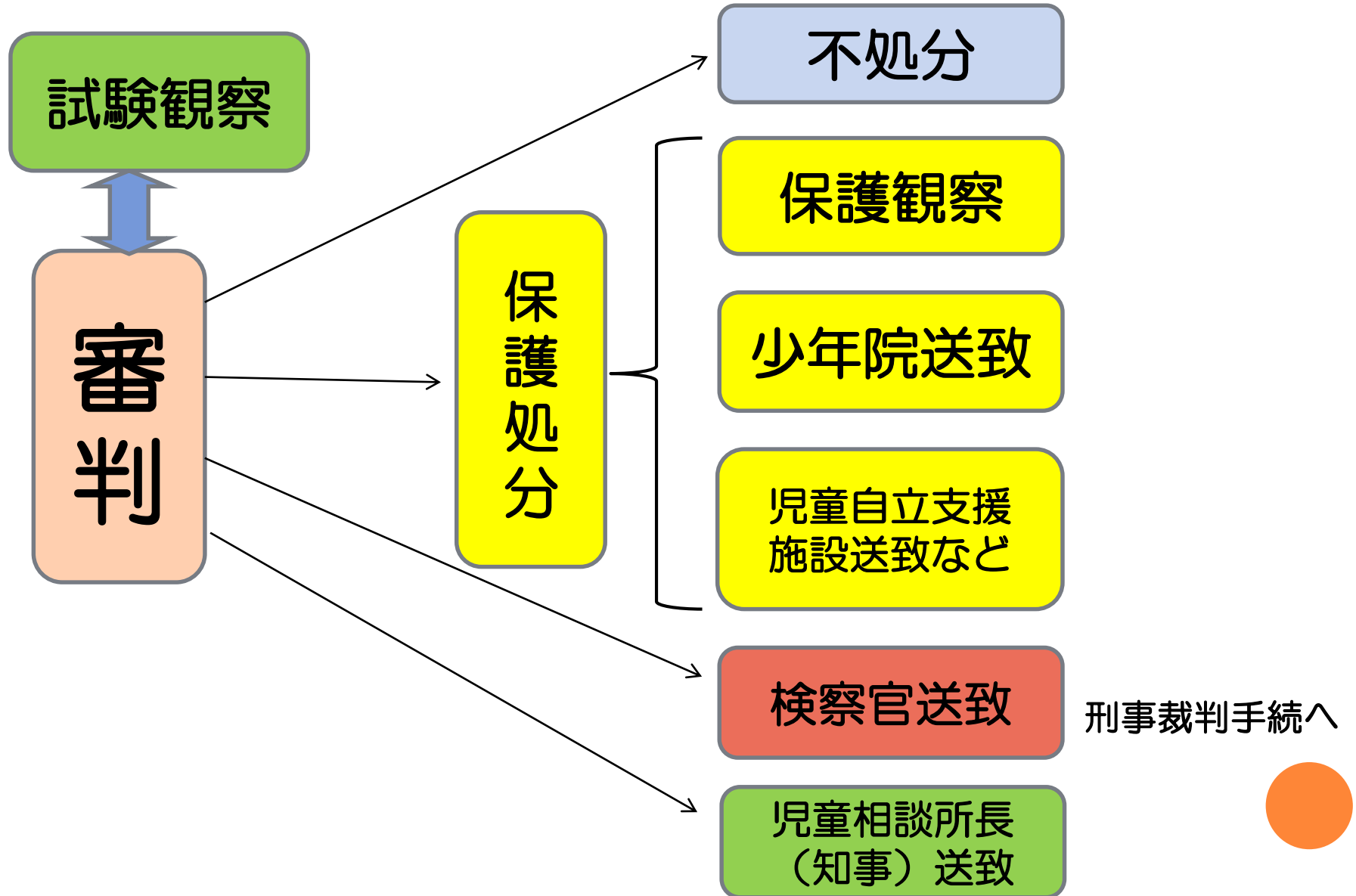
少年審判の流れ（２）

４ 要保護性に関する質問

- 適正な処分を決めるために、非行の原因や少年の状況を確認します。
- 事件のことやこれまでの生活、家族との関係、学校や職場のことなどについて質問し、なぜ非行に走ったのかを考えさせ、自分の問題点に気付かせます。
- 被害の大きさや被害者の気持ちについて考えさせ、自分のしたことの重大さに気付かせます。



少年事件の処分



少年事件の処分

保護観察

社会内で生活させながら、保護観察官や保護司が指導監督を行い、更生を図る

少年院送致

社会での更生が難しい場合、少年院に収容して矯正教育を受けさせる

児童自立支援施設等送致

低年齢の少年について、開放的な福祉施設での生活指導を受けさせる

検察官送致

事件の内容、心身の成熟度、性格などから、20歳以上の者と同じ刑事裁判を受けさせる

児童相談所長（知事）送致

18歳未満の少年について、児童福祉機関の指導にゆだねる

不処分

家庭裁判所の教育的な働きかけにより、再非行のおそれがないと認められた場合には処分をしないという決定を行う



少年犯罪により被害を受けた 方のための制度があります

○ 被害を受けた方などは「申出」により

記録が
見たい

事件記録を見たりコピー
をすることができます

意見を
言いたい

裁判官や家庭裁判所調査官
に対して意見が言えます

審判状況
知りたい

少年の審判の状況の説明
を受けることができます

少年の
処分は

少年の処分結果等の通知
を受けることができます



裁判官と言えば……

黒い服を着ている？



- 裁判官は民事・刑事の**公開の法廷**では黒い制服（法服）を着ることになっていますが、少年審判では着ていません。
- 少年審判は“**非公開**”であり、傍聴できるのは裁判官が許可した関係者だけです。



裁判所書記官とは

裁判手続の専門的な知識により、公証官として裁判手続を証明し、裁判官と共に裁判手続を運営し、裁判記録を作成し保管します。

傍聴できる刑事裁判や民事裁判では、裁判官のいる法壇のすぐ前の席で、黒い服を着て、裁判手続を記録化しています。



裁判所書記官の仕事

- ① 事件の受付・審査
- ② 裁判手続書面の審査
- ③ 裁判手続の説明
- ④ 裁判手続の運営
 - 裁判の期日調整
 - 出頭確保
 - 裁判関係者への裁判手続に必要な準備の促し
 - 裁判手続の安全確保
- ⑤ 公証事務
 - 裁判への立会と調書の作成
- ⑥ 裁判記録の作成・保管・廃棄



家庭裁判所調査官とは

☆ 心理学、社会学などの専門的知識（行動科学の知見）や面接などの技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立直りに向けた調査活動を行います。



家庭裁判所調査官の仕事

① 非行の原因の調査

- 面接（少年、保護者など）
- 家庭訪問
- 関係機関との連携
- 心理テストの活用

② 再非行防止のための教育的な働きかけ

- 試験観察
- 教育的措置（被害を考える講習、親の会、社会奉仕活動など）

③ 裁判官への報告



少年や保護者の権利

付添人を選任できます。

少年及び保護者等は弁護士などを付添人に選任できます。付添人は、少年の正当な権利を守り、適正な審判や処遇決定のために活動します。

言いたくないことは無理に言わなくてもよい。

少年は、質問されたことについて、言いたくないことは無理に言わなくてもよい権利があります。

不服申立てができます。

少年や親権者は、観護措置決定や保護処分決定に対し不服がある場合、一定の期間内であれば異議や抗告を申し立てられます。



令和4年4月1日からの少年法の改正

選挙権年齢や民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者は、社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になりました。

今回の改正少年法は、18・19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。



改正少年法の主なポイント

- ① 18歳・19歳の者も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送致され、家庭裁判所が処分を決定します。
- ② 原則逆送対象事件（※1）に18歳以上の少年のときに犯した死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（※2）が追加されます。
 - （※1） 刑事処分以外の措置をすべき特段の事情のない限り、原則として検察官送致決定をして、刑事裁判を受けることになります。従前は、16歳以上の少年のときに犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に限られていました。
 - （※2） 例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪が該当します。
- ③ 少年のときに犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年のときに犯した事件について起訴されて刑事裁判となった場合には、禁止が解除されます。



◎ 裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）では、「手続の概要」、「少年事件Q & A」、「少年犯罪によって被害を受けた方のための制度」などについてご案内していますので、ご覧ください。

